



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.02.09 No. 27 - 46

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

乗員組合勤務裁判

「健全な企業体質を阻害する要因として、子会社や関連会社への投資及びその経営の悪化を挙げざるを得ない」!

(高裁判決文より抜粋)

高裁判決を解説するシリーズ

組合では、判決の各項目について、高裁がどのような判断を下したのかについて、数回に分けてシリーズで解説していますが、このシリーズでは、93年の勤務基準の改定を行うにあたって、会社の改定必要性の観点から、会社が行った数々の「**経営施策**」について、裁判所がどのような判断を示したかについて解説します。

会社は、93年に「未曾有の危機」と称して、一方的に勤務基準を切り下げ一方で、ホテル・リゾート等の関連事業には、莫大な投資を漫然と続け、結局、勤務基準を切り下げた4年後の97年になり「**970億円を特別損失として計上し**」て、関連事業の整理を行っています。このことについて、東京高裁は、「**不採算と思われる関連事業につき、どのような検討をして投資を行ったのかについては、別件での証人矢野博昭の証人調書(組合注)に照らすと、疑問の残るところである。**」と指摘しています。

(組合注) 機長組合の長時間乗務手当裁判で、会社側証人として証言した元経営企画室の部長(現執行役員)の証言調書を示す。

高裁が、指摘した会社の経営施策について

「設備投資に需要を超える面があったことは否定できない。」

「運航委託に一部不要なものがあったことも否定できない。」

(ドル先物予約により)

「一機当たり他社より約80億円高い航空機を購入したことになる。」

「子会社や関連会社への投資が多額の損失を招き、会社の財務内容を悪化させる結果になったことは否定できない。」

「それが会社の経営状況の悪化の一因となっていることは否定できない。」

等々

(高裁判決文より抜)

1. 過大な設備投資（航空機の購入）及び不要な運航委託の継続について

- 主要な大型機B747-400の稼働時間が、（中略）極めて短く、座席利用率も平成元年度の74.25%から平成5年度の66.40%に低下しているほか、遊休化している機材もある。このような事実を照らすと、控訴人（以下、会社と表記）において、B747-400が国内線にも多く使用されていたことを考慮してもなお、会社の設備投資に需要を超える面があったことは否定できない。

（判決第3分冊P68）

- 平成6年3月31日にエバーグリーン及びカンタス航空に対する運航委託契約の更新をしなかったことからすると、実際には、運航委託に一部不要なものがあったことも否定できない。

- これらの事情からすれば、設備投資及び運航委託に関する会社の経営判断が直ちに誤りで非難されるべきものであるとはいえない面はあるが、結果として、設備投資が需要を超え、運航委託の一部に不要なものがあったのは前述のとおりで、それが会社の経営状況の悪化の一因となっていることは否定できない。

（判決第3分冊P69）

2. ドル先物予約の失敗について

- 会社は、為替予約したドルを航空機購入の支払いに充てたため、帳簿上は差損は生じていない。しかし、円高により、円換算すると、一機当たり他社より約80億円高い航空機を購入したことになり、営業費用のうち、機材費（固定費）を増加させる結果となっており、平成2年度の営業費用のうち、固定費の減価償却費を約60億円増加させているが、これは、固定費全体から見ると、1%程度の相当するものであって、営業費用に影響を与えなかったということとはできない。

（判決第3分冊P72）

- 為替予約の失敗に関する会社の責任はともかく、為替予約によって差損が生じ、これが営業費用を増加させる結果となっているというべきである。

（判決第3分冊P75）

3. ホテル・リゾート等の関連事業及び子会社の経営状況について

特に監査役報告を無視して投資を続けたエセックスハウスホテルについて

会社は、「危急存亡の危機」と称して93年に勤務基準を一方的に切り下げる一方で、監査役の警鐘を無視して、以下のように97年まで、莫大な投資を続けたのです。

- ・ 昭和62年3月20日付の「JDC監査の報告」には、日本航空開発について、同時並行的な急激なホテル展開により、早晩、財務的に破綻に瀕するほどの経営状況にあり、日本航空開発の招く経営破綻は、その規模からいっても、単に一子会社の問題にとどまらず、親会社の大きな負担となり、その経営にも重大な影響を及ぼす恐れが多分にあるもので、事業運営の意義は全くない旨指摘されている。さらに、この監査報告書では、エセックスハウスホテルの問題解決なくしては、日本航空開発の経営の建て直しはあり得ず、同ホテルについては、経営のメドが立たない場合には、たとえ、現在、損失を被ることがあっても、今後被る莫大な損失を防止すべきである旨指摘されている。しかし、日本航空開発は、平成元年には、5400万ドルの見積もりで同ホテルの改修工事を行い、超過分として更に1億4100万ドルの費用をかけており、その総コストは購入価格の倍以上にも上った。
- ・ また、会社は、平成元年、米国におけるホテル事業の投資会社としてPWC社（PACIFIC WORLD CORPORATION）を、米国に設立し、当時191億円の投資を行い、平成4年には更に約62億円もの投資を行った。この62億円の投資の目的は、主にエセックスハウスホテルの改装資金等に充てるというものであった。このように、会社がエセックスハウスホテルへの投資を続けたのは、元来ホテル事業は装置産業であり、収益を上げるようになるまでに長期間を要するものと考えたからであった。
- ・ しかし、その後エセックスハウスホテルは赤字を出し続け、会社は、平成9年（97年）6月27日、日本航空開発に対し、なおも319億円に上る財務支援を行い、その他修理、運営維持費用を合わせて900億円以上の費用をかけたが、結局、平成11年（99年）1月24日に米ホテル運営会社に2億5000万ドル（286億円）で売却することを発表した。また、会社ないし日本航空開発は、その他の日航サンフランシスコ、日航シカゴ、日航香港のいずれからも撤退した。

（判決第3分冊P78）

- ・ 会社の子会社や関連会社の収支状況は悪く、会社の投資が会社にとって利益とならなかったものといわざるをえない。 しかも、子会社や関連会社の損失は、平成 9 年度（97 年度）有価証券報告書の中で関連事業費評価損として掲げられ、その額は合計 607 億円余りに上っており、また、平成 9 年度に会社がホテル・リゾート等の関連事業損失 970 億円を特別損失として計上し、資本準備金等を取り崩して一掃しており、そのことからしても、会社の子会社や関連会社への投資が多額の損失を招き、会社の財務内容を悪化させる結果になったことは否定できない。

（判決第 3 分冊 P 8 2）

- ・ 不採算と思われる関連事業につき、どのような検討をして投資を行ったのかについては、別件での証人矢野博昭の証人調書に照らすと、疑問の残るところである。

（判決第 3 分冊 P 8 3）

経営状況の悪化は、会社の施策の失敗に原因がある！

- ・ 会社は、経済成長を予想するとともに、三大プロジェクトの進展による需要の拡大を想定して事業規模の拡大が必要であるとして、積極的に設備投資を行ったが、予想に反して経済成長が現実のものとはならず、設備投資が需要を超え、それが結果として支払利息を増大させたといえることができる。したがって、この面でも、需要を超えた設備投資が会社の経営状況悪化の一因であったことは否定できない。

（判決第 3 分冊 P 7 0）

- ・ 会社の経営状況の悪化の原因は、営業収支の面では、イールドの低下、円高による人件費の高騰、需要を超えた設備投資、減価償却費、運航委託費などであり、営業外収支の面では、設備投資に伴う支払利息の増加などであり、会社の健全な企業体質を阻害する要因として子会社や関連会社への投資及びその経営の悪化を挙げざるを得ない。

（判決第 3 分冊 P 8 3）

会社は、上告を取り下げ、

ただちに三乗組との交渉で問題解決せよ！